

運 航 基 準

平成18年10月1日

鶴崎海陸運輸株式会社

目 次

第1章	目的 -----	1
第2章	運航の可否判断 -----	2
第3章	船舶の航行 -----	3

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、鶴崎別府連絡航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認める時は、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風 速	波 高	視 程
大分港	13 m / s 以 上	1m以上	300 m 以 下

2 船長は、前1項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となる恐れがあると認める時は基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
10 m / s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1m以上

- 3 船長は航行中、周囲の気象、海象（視程を除く）に関する情報を確認し次に揚げる条件の一に達する恐れがあると認める時は目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は、臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	13m/s以上	波高	1.0 m以上
----	---------	----	---------

- 4 船長は、航行中周囲の視程に関する情報を確認し次に揚げる条件に達したと認める時は、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準航路変更の措置をとらなければならない。

視程	300m以下
----	--------

（入港の可否判断）

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象、海象に関する情報を確認し次に揚げる条件の一に達していると認める時は、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
大分港	13m/s以上	1m以上	300 m 以下

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界当直配置
- (4) 荒天航海当直
- (5) 狭水道航海配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次の通りとする。

- (1) 標準航行経路(発着場と泊地間の標準経路)
 - (2) 地形・水深・潮流等から航行上特に留意すべき箇所。
 - (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項。
- 2 船長は、基準航路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航行の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用(第1)基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用(第1)基準経路	周 年

3 船長は、常用基準経路以外の経路をしようする時は、発航前に運航管理者にその旨を連絡しなければならない。

〔速力基準等〕

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(たかしま、やまなみ、) (くじゅう、せきざき)

速力区分	速力	毎分機関回転数	速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	0.5ノット	600rpm	最微速	3ノット	500rpm
微速	3ノット	800rpm	微速	5ノット	600rpm
半速	9ノット	1,100rpm	半速	8ノット	700rpm
航海速力	18ノット	2,100rpm	航海速力	11ノット	1,350rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。